

7会美監第34号
令和7年11月12日

会津美里町長 杉山 純一 様

会津美里町監査委員 薄 久男

会津美里町監査委員 堤 信也

令和7年度定期監査等の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

令和7年度定期監査の結果報告書

1. 監査対象年度及び監査実施期間

(1) 監査の対象年度 令和7年度（令和7年4月1日～9月30日）

※財政援助団体は令和6年度も含む

(2) 監査の実施期間 令和7年11月4日～7日

2. 監査の対象

(1) 各課等

議会事務局・出納室・総務課・政策財政課・町民税務課・健康ふくし課

産業振興課・農業委員会・建設水道課・こども教育課・生涯学習課

(2) 現地監査

町道12009号線歩道整備工事（2工区）【建設水道課】

ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事【生涯学習課】

(3) 財政援助団体等

一般社団法人 会津美里町観光協会

3. 監査方針

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合と併せて施設に出向き関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

提出された資料

(1) 歳入歳出執行状況一覧

(2) 工事・委託事業実施個所等調書

(3) 補助金調書

(4) 町税、使用料等の収納状況調書

(5) 公用車事故発生状況報告書

(6) 時間外勤務状況集計表

(7) 財産台帳

(8) 備品台帳

5. 監査の結果

提出資料等に基づき全般にわたり監査を実施した結果、一般会計、特別会計、企業会計とも歳入歳出予算の財務に関する事務の執行等は概ね適正である。諸帳簿・書類の整備状況についても概ね良好であるが、以下について留意されたい。

(1) 歳入について

令和7年9月30日現在の一般会計の歳入は、予算現額13,243,409千円に対し、収入済額は6,442,309千円で、執行率48.6%となっており、調定額7,509,955千円に対する収入率は85.8%となっている。

主な自主財源である町税の収入済額は、前年比85,864千円減の992,960千円である。また、滞納繰越分の収入未済額は、町税、負担金、使用料、給食費合せて前年比1,750千円減の24,776千円となっている。

特別会計（水道事業会計、下水道事業会計を除く。）の滞納繰越分の収入未済額は、前年比10,258千円減の15,526千円となっている。特に国保税が8,961千円減少している。

歳入確保の取り組みについては、令和7年度徴収（滞納整理）基本方針を定め、実務者会議並びに本部会議において方針を確認し、効率的かつ効果的な収納に向けた取り組みがなされているところであるが、引き続き関係各課が連携のもと、積極的な収納対策により、税収等の収納率向上に努められたい。

滞納繰越分の収入未済額

一般会計

（単位：円）

	令和7年9月30日 (A)	令和6年9月30日 (B)	(A) - (B)	令和6年度 不納欠損額
町民税（個人）	4,084,384	4,157,993	△ 73,609	621,884
町民税（法人）	100,000	963,295	△ 863,295	781,500
固定資産税	8,064,570	8,930,155	△ 865,585	3,747,060
軽自動車税	423,566	584,923	△ 161,357	41,083
町営住宅使用料	5,490,743	5,465,252	25,491	—
住宅駐車場使用料	206,663	204,517	2,146	—
児童福祉施設入所費負担金	440,000	465,000	△ 25,000	—
給食費	5,967,006	5,755,827	211,179	—
合計	24,776,932	26,526,962	△ 1,750,030	5,191,527

特別会計

（単位：円）

	令和7年9月30日 (A)	令和6年9月30日 (B)	(A) - (B)	令和6年度 不納欠損額
国民健康保険	14,472,961	23,434,952	△ 8,961,991	700,447
介護保険	1,046,090	2,295,114	△ 1,249,024	261,767
後期高齢者医療	7,154	54,523	△ 47,369	14,423
合計	15,526,205	25,784,589	△ 10,258,384	976,637

(2) 歳出について

一般会計の予算現額に対する支出命令額の割合は39.5%、支出負担行為額に対する支出命令額の割合は70.6%となっており、概ね適正に執行されている

昨年度に引き続き、人件費や物件費等の経費の増加も懸念されることから、適正な財政運営に努めるとともに、各事業におけるさらなる効果的な取り組みを図られたい。

(3) 事務の適切な遂行等について

①決裁確認の徹底について

令和7年4月例月検査で指摘した令和6年度分の「排雪作業委託」誤払いにより、令和7年度に「過誤払金等返還金」として2業者から計3,340,700円を返還させた。一つは誤った予定価格による落札、発注、契約による誤払い、もう一つは誤った単価設定による誤払いによる不適切な事務処理であった。これは、事務手続き、決裁における確認不足により生じたものであり、令和5年度の委託料支払いに係る不適正な事務処理の教訓が生かされていないと言わざるを得ない。

今後、更なる職員の関係法令の遵守、適正な事務処理が行えるよう資質の向上はもとより、管理職における確認作業の徹底、再発防止に努められたい。

②入札に係る不適切な事務処理について

本郷地域公共施設解体工事における入札事務について、共通費における算定誤りにより、5月上旬の1回目、5月下旬の2回目の入札が中止となり、9月上旬の3回目の入札では契約まで至ったが契約解除となっているとの報告がなされ、改めて契約解除となった経緯、事由の詳細確認を行った。2度の入札中止、契約解除の原因は、建築設計に係る専門的知見を有する職員が不在であるため、入札価格を積算する際に重要な設計委託成果品を読み取る力が不足していることである。町では外部へのチェック機能や、第3者のチェック機関を模索しているとのことだが、抜本的解決策までは至っていない。

契約解除については、現在の状況を確認したところであり、今後の例月検査において進捗状況を確認していく。

なお、今後、入札に係る積算事務については、業者との信頼関係を再構築するためにも、現段階で出来る慎重なチェックを得て、入札に望んでいただきたい。

③随意契約について

過去に履行の実績があることをもって、その理由としているものが散見されるが、緊急的な場合や真にやむを得ない場合など相当な理由付けが求められている。今後とも広く受注機会を与えられるような公平性と透明性の確保に努めていただきたい。

④財産台帳・備品台帳の適正な管理について

処分済みの財産や備品が台帳に記載されている事例が確認された。また、備品台帳に記載されているが、標識が貼られていない備品や、所管換えにより管理者が変更になっているにも関わらず、台帳の変更がされていない備品が散見された。備品台帳の登録、ラベリングと保管場所の整理と管理は、非常に重要な部分である。各台帳の適

正な管理に努められたい。

(4) 労務管理等について

①時間外勤務について

時間外勤務の状況を検証した結果、労働基準法における労働時間の定めにある1ヵ月45時間超過は20名で、2ヶ月連続で超過した職員は2名いた。9月末現在で180時間以上の職員が6名おり、うち年間原則360時間の上限に達しようとする職員もいる。選挙事務により時間外勤務が増えたことを鑑みても高い数値である。また、全課に渡り特定の職員に偏っている状況がみられる。時間外勤務は、主として、やむを得ない理由がある場合に命令が行われるものであり、管理・監督者においては、事前申請・事後確認を遵守し、常に所属職員の業務の進行状況の把握に努め、特定の職員に偏らないような業務の割り振りなど適正な労務管理に努められたい。

②公用車の事故について

公用車の事故報告書を検証した結果、報告件数は9件で、前方不注意や安全不確認と運転者の不注意によるものが原因であった。安全運転の徹底を図るため、安全運転管理者による指導や所属長による注意喚起をなお一層進められたい。

(5) 現地審査について

町道12009号線歩道整備工事（2工区）、ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改工事について現地審査を行った。工事の進捗状況は歩道整備工事が約80%、全天候舗装改工事が約40%と概ね工程通りの進行となっている。今後、降雪期を迎えることから、工事の安全と進捗管理に万全を期されたい。

7会美監第36号
令和7年11月12日

(一社) 会津美里町観光協会 会長 水野 俊彦 様

会津美里町監査委員 薄 久男

会津美里町監査委員 堤 信也

令和7年度会津美里町財政援助団体等に対する監査の結果について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

令和7年度定期監査の結果報告書

1. 監査の対象

一般社団法人 会津美里町観光協会

2. 監査の期日

令和7年11月6日（木）

3. 監査の観点及び方法

財政援助団体として地方自治法第199条第7項の規定に基づき関係資料の提出を求め、事業の執行状況について適正かつ効果的に行われているかを主眼に実施した。

《提出された資料》

- (1) 諸規程
- (2) 総会資料
- (3) 補助金交付申請関係書類
- (4) 諸帳簿

4. 補助金の額

40,229千円（令和6年度）

5. 監査の結果

令和7年度決算書・同観光事業補助金について検証した結果、適切に実施されたものと認める。

令和6年度事業報告書を見ると、向羽黒山城まつりや、あやめ祭り、ワインフェス、大俵引きといった四大イベントを中心に誘客と観光消費に結びつく事業を展開している。引き続き四大イベントを中心に観光誘客に努められたい。

観光協会は、町の観光振興計画において重要な位置づけとなっている。令和7年度の事業計画に掲げているように、県が主催する大型観光キャンペーン「ふくしまディスティネーションキャンペーン」を足掛かりに誘客を高められるよう事業を推進していただきたい。そのためには、情報発信に注力し、ホームページはもちろんのこと、インスタグラムやブログなどSNS発信を継続的に行っていただきたい。

今後、観光協会の経営基盤安定のため、商品開発事業、委託商品の販売など、収益事業の取組による自主財源の確保に積極的に取り組まれたい。